

第5・6回子ども家庭福祉人材の専門性確保WGで議論された主な論点

1. 中核市、特別区における児童相談所の設置について

<中核市・特別区の特性を活かした新しい児童相談所のあり方について>

- ◆中核市や特別区の児童相談所のモデルをある程度考える必要がある。例えば、中核市や特別区の児童相談所が児童相談所としての窓口と市区の窓口の両方を設けるのか、児童相談所としてワンストップで受けるのか、一定程度の議論が必要。
- ◆中核市・特別区が子ども家庭に係る情報を集約するシステムを構築することで一体的なトリアージを行い、重いケースとそうでないケースを入り口の段階から振り分けることで、児童相談所が児童虐待や困難事例の対応に集中できる体制をつくる必要があるのではないか。
- ◆保護者と対峙せざるを得ない案件が多い中では、中核市・特別区の強みを生かしつつ、児童相談所は児童虐待と非行、法的対応の案件に集中して対応していく体制をとっていくことが必要ではないか。
- ◆同じ市の中に児童相談所と市区町村子ども総合支援拠点の両方を設置することによって、ハードな役割とソフトな役割を分けていく必要があるのではないか。
- ◆中核市や特別区のように一体型の場合、調査介入ワーカーと支援ワーカーと分けるのであれば、配置基準も分けるということを検討していただきたい。
- ◆保健所・保健センターで母子保健活動として実質的な児童虐待対応を担ってきた保健師は中核市・特別区の児童相談所で児童福祉司として活躍できる専門性もっており、精神的な疾患を持たれた親御さんへの対応等についても実績として生かしていけるのではないか。

<中核市・特別区が児童相談所を設置する上での課題について>

- ◆新設される児童相談所ではスーパーバイザーの確保が難しいので、経過措置としてスーパーバイザーの経験年数の短縮など任用要件を緩和できないか。
- ◆また、児童相談所勤務経験者を非常勤でスーパーバイザーとして採用することも考えられる。このような移行措置を考えないと、特に新設される児童相談所のスーパーバイザーの確保は難しいのではないか。
- ◆児童相談所設置と同時に一時保護所を開設するのは難しい。一時保護所の共同利用の検討や一時保護所開設時期の猶予、設置義務の有無などを考えなければならない。
→ 一時保護所については、現行法上、自ら設置する、共同設置する、委託するというやり方が可能。(事務局)
- ◆一時保護所のあり方、一時保護里親の養成、施設委託のあり方、及び児童相談所を設置した自治体の社会的養護の準備体制も重要な課題である。
- ◆基本的に子どもは家庭で育つべきであって、一時保護もなるべく委託を進めるべきであり、当然、一時保護所も家庭と同様の環境であるべきである。この流れをつかんだ上で新しい児童相談所を作るならどうすべきかを考えるべき。
- ◆新しい児童相談所を設置する場合、ケース移管のやり方によっては重篤な事態に陥るケースが出る可能性があるため、そのあたりのこともきちんと考えてほしい。

2. 要保護児童通告の在り方について

- ◆最大の問題である、通告者がなぜ2つの機関のどちらかを選ばなければいけないのかということと、重症ケースが市区町村に入ったり、軽症ケースが児童相談所に山ほど行ったりというミスマッチを解決するためには、トリアージをするセンターの設置は必須だと思う。
- ◆トリアージセンターを置くのであれば、そこに専門的な訓練を受けた人を置き、その端末から簡単にとれる情報にアクセスできる権限を持っていないと、1本の電話で振り分けるのは難しい。
- ◆児童記録票や住民基本台帳にアクセスできるとか、端末で処理できる情報量をどれだけ確保できるかというところがトリアージセンターをつくる時には重要。
- ◆自分の都道府県の児童相談所の相談歴が仮に見られたとしても、市町村の相談は全く見えない。それぞれの自治体が閉じられた関係になっている中で、トリアージのような形で1カ所の振り分け機関をつくるというのは、今の体制の中では現実性がないと考える。
- ◆トリアージをするところのデータベースの構築と本来の細かい部分を含めた情報提供のあり方の両方をきちんと構築していかないとうまくいかない。
- ◆全ての情報を一元管理すればスムーズにいくメリットがある感じがするが、リスク以外の要因を全部排除してしまうとデメリットが増えてくる。受け手側の基礎自治体の対応のレベルがばらばらだったときに、どのような流れで進めていけるのかというのが非常に不安である。
- ◆いろいろな問題をどう解決していくかは、横浜市や政令市、金沢市や中核市などの児童相談所のように、2層構造になっていないところでまずやってみて、都道府県と市町村の2層に分かれているところがどうやったらできるのかというのを検討するなど、長いスパンで洗練していかないといけない。
- ◆現実的には、最初、都道府県か市町村かという議論にならざるを得ないかもしれないが、第三者的なトリアージセンターを置けば、その部分は比較的解消しやすい。今の段階では、トリアージの手法は要る。その利用者や住民の側のほうに判断を任せていることは非常に難しい課題を抱えている。

3. 児童相談業務の在り方について

- ◆児童相談所については調査保護機能と支援マネジメント機能を分けることが必要ではないか。
- ◆児童相談所の専門性分化、機能分化が重要であるが、調査、評価、措置、保護と支援マネジメントを分けることによって、情報がここで切れ、情報共有が不十分になって失敗が起こるのではないかという反対意見もある。
- ◆児童相談所の機能分化については、実際に機能分化してもうまくいかず、もとに戻しているところもある。
- ◆機能を分化してうまくいかないのであればそのデータ、理由、その他のファクターも検討しなければいけないが、専門委員会の流れからは、機能もしくは機関の分割は目指すべき方向ではないか。
- ◆児童相談所がカバーする適正規模について議論した上で、児童相談所を増やすのか、あるいは児童相談所の機能を分割するのかという議論になる。例えば、児童相談所は保護と社会的養護、その他の部分は市区町村にという議論になる。
- ◆今後は市町村が支援を行うということを前提に児童相談所はどう関わっていくかを考えていくべき。
- ◆児童相談所の業務のうちある部分は専門性を高めると同時に、療育手帳は、更生相談所や精神保健センターに移管してもよいのではないか。
- ◆この機会を利用して今までにない児童相談所のあり方を試行的にやっていく。例えば一時保護も一時保護所ではなく、一時保護を担える里親の開拓や小規模施設への一時保護委託などの改革も必要ではないか。